

地域自治区に特別職の区長を置く理由

1 合併特例法において、区長を置くことができることとした趣旨（総務省自治行政局の説明要旨）

市町村合併に際し、旧市町村であった区域、とりわけ周辺部地域においては、長い歴史を有する町や村がなくなることや旧役場が新市の支所となること等についての住民の抵抗感や心配が強い。

そこで、旧市町村単位の相互理解が必ずしも十分でない合併後の一定期間、旧市町村の区域を所管する特別の職を設け、事実上の地域の代表者としてそれぞれの地域の意見を反映させながら合併後のまちづくりを進めることにより、住民の安心感を醸成し、結果的に合併市町村の円滑な運営に資することになる等の効果が考えられる。

こうしたことから、市町村合併に際して地域自治区を創設する場合に限り、合併関係市町村の協議により区長を置くことができることとした。

2 区長の設置による効果（総務省自治行政局の説明要旨）

区域内の効果的な事務処理

- ・合併後の一定期間、必ずしも事務所の組織体制が安定していない状況の中で、地域の事情に精通した人物が中心となって事務所内の各セクション間の統括を行うことができる。
- ・合併後の一定期間、地域の事情に精通した人物が、事務所の事務処理に関し、合併市町村の長や議員と連携を密にしながら迅速に対応することができる。

合併市町村の均衡ある発展

- ・合併後の一定期間、区域の住民の意見等について、地域の事情に精通した人物が、地域の事実上の代表者として取りまとめを行い、合併市町村の長や議員に、必要に応じて説明したり事実上の交渉を行うことができる。具体的な交渉等を区長に行わせることにより、地域の意見を合併市町村の施策により反映させることが期待できることから、住民の合併に対する抵抗感や心配を和らげるとともに合併市町村の均衡ある発展につながる。

3 当協議会に区長の設置を提案した理由

当協議会における合併協議においても、合併によって役場がなくなってしまう地域の住民の心配に配慮するとともに、合併後も均衡ある発展を図っていく仕組みを作ることが最も重要なポイントである。区長を置くことができることとされた趣旨と効果を考えると、当地域においても区長の設置が望ましいと判断し、設置を提案した。

「地域自治区設置に関する協議」で定める主な項目

- 1 地域自治区の名称及び区域
- 2 地域自治区の設置期間
- 3 地域自治区の事務所の名称、位置、所管区域、所掌事務等
- 4 区長の設置期間（区長を置く場合のみ）
地域自治区の設置期間とは別に定める
- 5 区長の任期（区長を置く場合のみ）
- 6 地域協議会について
 - 組織、構成員
 - 構成員の任期
 - 会長、副会長の選任方法
 - 所掌事務等
 - 会議の運営に関すること
- 7 その他 地域自治区の設置に関し必要と思われる事項